平成２４年（フ）第１８０５号
北海道恵庭市大町１丁目８番８号
債務者　新岡　栄一
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０６号
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15―405号
債務者　新岡　繁美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市飯村町字南池上55番地の10
債務者　田中ゑみ子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２８２号
石川県白山市倉光７丁目135番地、従前の住所石川県白山市あさひ荘苑４丁目８番地
債務者　桶田　充啓
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　久徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１３８８号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西18番地カインドネス大治１Ｅ、旧住所愛知県津島市橘町４丁目23番地３　ロイヤル津島Ｖ201号室
債務者　スペイシーこと　三浦　久雄
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祥玄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９号
福井市木田１丁目1601番地
債務者　半田　保則
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　円居愛一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
長野県中野市大字小田中953番地20
債務者　下田　正人
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
長野県中野市大字小田中953番地20
債務者　下田　善登
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
静岡市葵区川合３丁目１番41号　スプランドールＢ―202号
債務者　松下　一行
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０６１号
札幌市手稲区稲穂１条６丁目９番８号
債務者　松田かおり
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１２号
札幌市東区北９条東６丁目２―23―309　飛塚洋方、住民票上の住所札幌市中央区宮の森１条10丁目６番１―506号
債務者　三浦　敏次
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４１号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番１―402号
債務者　江戸　　猛
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８４号
札幌市厚別区大谷地東５丁目９番１号　アーバン大谷地102号
債務者　森田　金生
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２６号
札幌市豊平区西岡４条１丁目11番23号
債務者　織田　将子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７０号
札幌市西区山の手３条４丁目２番33号　ヴィレッジ山の手201号
債務者　大坂　温子（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７５号
札幌市北区北26条西８丁目３番８号　パストラーレＳＵＨＡＲＡ201号
債務者　高橋　まゆ
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８０号
札幌市北区東茨戸１条１丁目28番地43　クリスタルハイツ705号、申立時の住所札幌市厚別区厚別中央２条４丁目12番27―502号
債務者　吉田　睦隆（旧姓林・松本）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部